

令和6年度静岡県留学生デジタルプラットフォーム構築業務委託 要求仕様書

1 委託業務名

令和6年度静岡県留学生デジタルプラットフォーム構築業務委託

2 ビジョン、業務の目的、事業概要

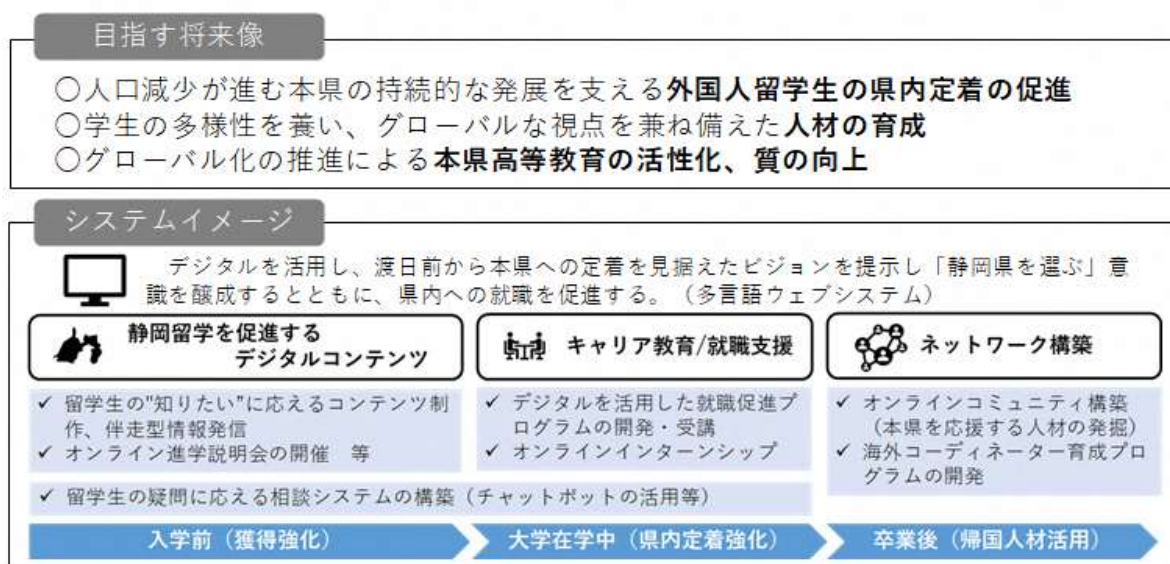
(1) ビジョン

外国人高度人材が生き生きと活躍する静岡県

(2) 業務の目的

コロナ禍で激減した留学生の獲得と定着の強化に向け、アフターコロナを見据えた留学生支援の充実を図るため、DXと対面の効果的な融合により、就職（出口）の成果が留学生受入れ（入口）の拡充につながる好循環システムを構築する。海外学生のニーズを把握・分析し、ウェブやオンラインを活用した情報発信を強化することにより、「静岡県」「静岡県の大学」への興味を喚起する。ニーズを可視化し、選びやすい状況にする過程で静岡留学への意識付けを行うとともに将来のキャリアを静岡県で実現するイメージを与え、県内への入学促進と定着増を図る。

<静岡県留学生デジタルプラットフォームが目指すイメージ>



(3) 事業概要

区分	概要
プラットフォームのワンパッケージ化	留学生デジタルプラットフォーム上にイベントへの申込機能を搭載することで、募集から終了後のレポート配信までを一貫して行えるようサイトを構築する。
プラットフォームの発信力向上	コンテンツや記事を追加・拡充し、留学生の「知りたい」に応える情報を増やすことでプラットフォームの魅力・発信力の向上を図る。
対面とデジタルの融合	獲得強化国（ベトナム、インドネシア、スリランカ、ミャンマー（予定））に「海外コーディネーター」として配置した現地人材等の現地での対面の活動をデジタルで支援し、デジタルプラットフォームを活用したリクルーティングを強化する。
多言語ページの拡充	静岡県内へ多くの留学生を輩出する2か国（中国、ミャンマー）に対する広報強化のため、多言語ページを拡充する。

3 基本事項

(1) 提案事項

当公募は要求仕様書に基づき、企画提案書で提案された内容について、委託者受託者双方が合意した業務を委託する提案型である。要求仕様書に記載されていない、又は記載内容とは異なるが、目的達成のためにより効果的なアイデアがあり、それが委託限度額内で実現可能な場合は、積極的に提案すること。また、提案の際は海外からのアクセスを意識し、外国人利用者のニーズや最新のデジタル技術のトレンドを踏まえた効果的なデジタルコンテンツを提案すること。

要求仕様書の記載内容について、実現が難しい場合は、その旨を記載すること。

また、要求仕様書の記載内容を全て実現すると委託限度額を超過する場合には、委託限度額の範囲内で実現できる範囲を明記すること。（個々の見積金額を明記することが望ましい。）

(2) コンセプト

静岡県の魅力を伝え、静岡県への留学と卒業後の県内定着を促進するデザインやコンテンツとすること。

(3) ターゲット

- ①日本への留学を希望又は検討している外国人（高校生～大学院生）
- ②自国以外の国への留学を希望又は検討している外国人（高校生～大学院生）
- ③静岡県の高等教育機関に在学中で、日本の企業に就職を考えている留学生

(4) プラットフォームの管理者及び更新者

プラットフォームの管理者は委託者とし、管理者が更新権限を付与した場合は管理者以外であっても更新できるものとする。

なお、プラットフォームの更新に当たっては、管理者が内容を承認した場合に限り、ページを公開できるものとする。

(5) 使用言語

プラットフォームは、日本語及び英語でそれぞれ作成すること。後述する追加ページについては指示のある言語で作成すること。

(6) スマートフォン・タブレット対応

スマートフォンやタブレット向けのコンテンツを別に作成することなく、最適化して表示できること。

(7) 現行システムとの親和性

新規に開発するコンテンツは、既に構築されたホームページと統一されたデザインとすること。

(8) 公開開始時期

段階的に公開することを希望する。各業務について公開予定スケジュールを提案すること。また、全ての公開を令和7年2月中旬までに完了させること。

(9) 契約期間後の運用保守に要する費用の明示

プラットフォームの維持や運用保守に関して必要な全ての費用と内訳を提示すること。

4 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

5 業務の内容

(1) プラットフォームのワンパッケージ化

①イベントへの申込みシステムの構築：前期中に公開希望

イベントのお知らせページ内に留学生向けの年間スケジュールを掲載できるようにし、同ページ内に当該イベントへの申込機能を搭載すること。

(2) プラットフォームの発信力向上

①トップページの改修

富士山の”今”が見える富士山ライブビューを実装すること。

②静岡県の大学マップ（学校を探す）のページの改修

- ア 各大学の紹介ページを最新の情報に更新すること。
- イ 静岡県内の日本語学校の情報を掲載すること。

- ウ 大学の専攻分野等から該当大学を探す検索機能を搭載すること。
- エ 各大学のPR動画等を掲載し、バーチャルでの留学体験を可能にすること。
- ③コンテンツ、記事の制作と掲載
 - サイト内に「留学生と行って見た、やってみた」のコンテンツを10本程度追加すること。なお、コンテンツの内容は委託者と協議の上、決定すること。
- ④既存のSNSとの連携
 - 英語のニュース&トピックスについて、既存のSNSとの連携機能を装着すること。
- ⑤その他発信力向上のアイデアの提案
- (3) 対面とデジタルの融合
 - ①チャットボットの拡充
 - 利便性向上のため、単語検索の機能搭載等のアップデートを行うこと。
- (4) 多言語ページの拡充
 - ①中国語及びミャンマー語ページ
 - 既存のベトナム語、インドネシア語のページに倣い、中国語及びミャンマー語のページを各1ページ構築すること。記事の内容及び翻訳等の詳細は委託者と協議の上、決定すること。なお、翻訳は受託者が手配すること。
- (5) 現行システムの保守管理
 - 現在運用しているシステムの維持、必要な改善を行うこと。
- (7) 委託者への支援
 - ①運用マニュアルの作成
 - 運用に必要なマニュアルを作成し、紙媒体で1部と電子データ（修正可能なデータとする。）を提出すること。
 - ②操作方法のレクチャー
 - 各機能の操作、システムの改善に向けた運用解析等に関するレクチャーを行うこと。
 - ③SEO対策のサポート
 - プラットフォームへのアクセス解析を毎月行い、SEO対策のための改善提案を行うこと。
 - ④相談への対応
 - 操作方法やトラブル対応について、委託元からの相談に対応すること。
- (8) 運用保守
 - プラットフォームのアップデート及び情報セキュリティ対策の実施、障害への対応及び委託者からの相談に対応すること。
- (9) 委託者と受託者との連携
 - 委託者と受託者は密に連携し、目的を達するために常に最善の提案を行い、双方合意した事項を業務に反映させること。また、受託者は、定期的な進捗状況の報告や問題発生時の報告・相談を遅滞なく行うこと。

6 開発に当たっての制約条件

以下の現行システムを活用した開発を行うこと。システムを変更する場合は変更に必要な費用及び運用に必要な費用を提示すること。

- ①対象となるプラットフォームは <https://studyinshizuoka.jp/> で運用中。
- ②開発プラットフォームは movable.type.net を利用している。
- ③以下のSNSと連携すること。

Facebook: StudyInShizuoka

Instagram: studyinshizuoka

その他システムの改善に当たっての留意点詳細については、添付1「MovableType.net機能一覧」と添付資料2「サイトマップ」を参考にすること。

7 成果物

- (1) 開発計画書（作業工程、開発体制、作業・責任分担、前提条件等）
- (2) 設計書（サイトマップ、ワイヤーフレーム、セキュリティ使用等）
- (3) コンテンツデータ
- (4) 操作マニュアル（コンテンツ更新作業手順等）

- (5) アクセス解析結果
- (6) その他委託者が必要とした資料

8 納期

- (1) 「7 成果物」(1) : 契約後 10 日以内
- (2) 「7 成果物」(2) : 契約後 1 か月以内
- (3) 「7 成果物」(3) ~ (6) : 令和 7 年 2 月 28 日まで

9 契約不適合の担保責任

納品後 1 年間は、業務の成果物に不備があり、委託者が修正の必要があると判断した場合は、受託者は速やかに不備の内容に関して調査し回答するものとする。当該調査の結果、成果物に関して瑕疵などが認められる場合には、受託者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。

なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に委託者の承諾を得てから着手し、修正結果等について委託者へ報告すること。

10 著作権

本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権は、当該成果物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

11 留意事項

- (1) この要求仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議により決定する。
- (2) 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に委託者と協議し、これを確定すること。
- (3) 事故等が発生した場合は、直ちに委託者に連絡し、速やかにこれを処理すること。
- (4) 契約後において委託者が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、契約の内容を変更することができる。